東京都立葛飾商業高等学校【定時制課程】「 部活動に係る活動方針 」

本校定時制の部活動の運営においては、現行の学習指導要領や東京都のガイドラインを踏まえ、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意しながら、効率的・効果的な取組となるように実施する。全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。これらのことから、心身共に豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤となる部活動が持続可能なものとなるように、活動方針を定める。

学校における 部活動の方針	①運動部および文化部の加入率を向上させるとともに、各部活動を活性化させることで、学校への帰属意識を持たせ、生徒の学校定着率の向上を図る。 ②自主性を重んじる活動を通して、各自の個性を活かしながらも、複数人が一つの目標に向かって活動していく中で、互いの人格を尊重することの大切さに気づかせるとともに、規範意識の醸成を図る。 ③部活動の運営に当たっては、各部活動の顧問の指導の下、安全性の確保を行う。 ④授業を中心とする学習活動およびホームルームや生徒会・委員会活動などの学校行事にかかわる特別活動とのバランスのとれた学校生活を送れるように、活動時間を適切に設定する。また学校行事内で部活動の成果を活用できる機会を積極的に設ける。 ⑤生徒が希望すれば、特定の部活動だけでなく、運動部・文化部や、その他の活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるように配慮し、活動日数や活動時間の見直し、調整をおこなう。 ⑥各部活動ごとに、「年間活動計画」を作成する。その際、活動時間や休養日の設定については、以下の項目に留意する。
活動時間および 休養日等の設定方針	① 平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上を「休養日」とする。 ② 活動時間は、長くとも平日は２時間程度、休日は３時間程度とし、できるだけ短時間で実施し、合理的でかつ効率的・効果的な活動になるように工夫する。
運動部活動名	球技部、陸上部、テニス部、自転車競技部
文化部活動名	軽音楽部、家庭科部、芸術・写真部、検定部